

**記入例
協議離婚の場合**

離婚届

令和元年7月10日届出

羽島市長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

届出する日を記入してください。

協議離婚にチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、子の氏名を記入してください。なお、離婚届により夫婦一方を親権者と定めますが、子の戸籍は移動しませんので注意してください。

国勢調査の年(令和2年度)に届出する場合は記入してください。人口動態調査「職業例示表」を参照し、番号が職業分類名を書いてください。

離婚前の氏名で署名し、印鑑はそれぞれ別のものを押してください。(押印は任意です)

(よみかた)	夫 とうの たろう	妻 とうの はなこ
氏名	甲野 太郎	甲野 花子
生年月日	昭和45年5月10日	昭和48年4月20日
住所	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)
(住民登録をしているところ)		
(よみかた)	世帯主の氏名 とうの たろう	世帯主の氏名 とうの たろう
	甲野 太郎	甲野 太郎
本籍	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (番 201号室)	
(外国人のときは国籍だけを書いてください)	筆頭者の氏名 甲野 太郎	
父母の氏名父母との続き柄(他の養父母は、その他の欄に書いてください)	夫の父 甲野 一郎 続き柄 母 甲野 良子 長 男	妻の父 乙川 和美 続き柄 母 乙川 恵子 長 女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (番 201号室) (よみかた) とうの はなこ 筆頭者の氏名 甲野 花子	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野健一 甲野康子	妻が親権を行う子
同居の期間	平成7年3月から 令和元年5月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	岐阜県羽島市竹鼻町 55 (番地) (メゾン竹鼻 番 201号室)	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 生産工程職	妻の職業 サービス職
(国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
届出人	夫 甲野 太郎 (印)	妻 甲野 花子 (印)
署名押印		
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先
	夫 年 月 日	電話 ()
	妻 年 月 日	自宅・勤務先 []・携帯

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載された届書は、1通でさしつかえありません。この届書の本籍地でない市区町村役場に提出する場合は、本籍地へ送る届書が必要ですので、あらかじめ用意してください。そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 和解離婚のとき→和解調書の謄本 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人は、夫・妻以外の成年の方二人の署名・押印が必要です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	山川 菊夫 (印) 丙山 良雄 (印)
生年月日	昭和25年5月5日 昭和30年6月10日
住所	岐阜県岐阜市今沢町 18 (番地) 号 岐阜県岐阜市藪田南 2丁目1 (番地) 1号
本籍	岐阜県岐阜市今沢町 18 (番地) 番 岐阜県岐阜市藪田南 2丁目1 (番地) 1番

婚姻時に氏が変わった場合は、もとの戸籍に戻るか新しい戸籍をつくるかを選択してください。

- もとの氏に戻る場合
 - もとの戸籍にもどる
 - 新しい戸籍をつくる
- 離婚の際に称していた氏を名乗り続ける場合
 - 新しい戸籍をつくる

離婚の際に称していた氏を名乗り続ける場合は、別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を届出する必要があります。離婚届とこの届出を同時にする場合はこちらの記入は必要ありません。なお別々に届出する場合、こちらの欄は記入して頂き、一旦もとの氏に戻ってから再び離婚の際に称していた氏を名乗ることになります。届出期間は離婚日から3か月以内です。

届出に必要なもの 戸籍謄本 ただし、本籍が羽島市の方は必要ありません。届出人の印鑑(届出人夫妻分、押印は任意です) 本人確認できるもの(運転免許証等)

世帯の主な仕事をチェックしてください。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。 [面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が定期的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話などの方法で交流すること]
- まだ決めていない。
- ・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
- 養育費の分担について取決めをしている。 [養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など]
- まだ決めていない。

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。

昼間、連絡のつく電話番号を記入してください。

未成年の子がいる場合はどちらかの欄にチェックしてください。

届書への押印は任意です